

伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会 地域ケアネットワーク会議設置要項

（目的）地域住民や専門機関の担当者により、福社区（住民自治協議会）独自の生活課題やニーズの把握、共有、解決、伝達のため、地域ケアネットワーク会議（以下会議）を開催し、地域における生活のしづらさを取り除くための検討を行い、公的サービスと見守り・支え合い活動との連携による地域生活支援体制を確立していくことを目的とする。

（設置）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会内に置く。

（組織）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会メンバー（上野南部地区民生委員児童委員協議会民生員全員を含む）及び、伊賀市社会福祉協議会地域担当、相談担当を持って構成し、必要に応じて、住民自治協議会役員、当該地区自治会長、組長、事業所職員等、地域関係者の参加を図る。

（会議）本会議は、必要に応じて開催し、個別ケースに関しては、当該地区関係者により地域会議を適宜開催する。

（運営）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会長を議長とし、必要に応じて議長が招集する。

（事務局）本会議の事務局は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会に置く。

（経費）本会議の経費は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会の経費をもって充てる。

（その他）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議に

附則 この要項は、平成21年12月21日から施行する。

この要項は、平成23年6月22日から施行する。

この要項は、平成23年12月7日から施行する。